**２　高齢者・障がい者の人権**

**（１）高齢者をめぐる状況について**

**①　急速な高齢化**

　日本は諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行している。65歳以上の人口は、現在3000万人を超えており（国民の約4人に1人）、2042（平成54）年に約3900万人となってピークを迎え、その後も、75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されている。

**②　高齢者の介護**

厚生労働省の発表によれば、2015（平成27）年7月末現在、要介護（要支援）の認定者数は614．5万人で、第1号被保険者に対する65歳以上の認定者数の割合は約18．1％にまで至っている。これに伴い、介護保険制度も予防重視型システムへの転換が図られており、2025（平成37）年を目処に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるような包括的な支援・サービス提供体制『地域包括ケアシステム』の構築が推進されている。その中心である地域包括支援センターでは、高齢者虐待防止・早期発見のための事業その他の権利擁護のために必要な事業も担うこととされており、日本司法支援センターのみならず（総合法律支援法32条2、3項参照）、弁護士会・弁護士と同センターとのより一層の連携強化が望まれるところである。

**③　高齢者の虐待防止**

　高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）施行後も、要介護高齢者等に対する虐待問題は解決してはいない。厚生労働省の調査（2013（平成25）年度）で高齢者虐待と判断されたものだけでも、養護者による虐待につき1年間で15，731件、養介護施設従事者等による虐待につき1年間で221件にも上る。いずれも増加傾向にあるところ、虐待の早期発見努力義務（高齢者虐待防止法5条）が課せられている弁護士には、より積極的な関与が期待されている。弁護士会では、高齢者・障害者の権利に関する特別委員会に高齢者虐待防止に関する部会を設置して検討を重ねているが、より一層の取り組みが求められる。被虐待者（高齢者）の法定後見制度の利用が事態の打開につながることもあり、市町村長による後見開始審判の申立て（老人福祉法32条等）への支援や代理業務（特に、迅速な対応を要する審判前の保全処分申立、続く財産管理者の業務において弁護士の役割は大きい）や後見業務等に関しても、弁護士の活躍が期待されている。

**（２）障がい者をめぐる状況について**

**①　障害者の権利に関する条約の批准と国内法令の整備等**

2013（平成25）年12月4日、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）の批准が国会で承認され、それに先立ち改正「障害者基本法」、同年6月19日には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が成立した。国内法整備を経た上で障害者権利条約批准の承認に至ったことは評価に値するところであり、日弁連の長年にわたる政府への働きかけの成果といえよう。しかし、未だ障害者権利条約の趣旨を実現するにあたって国内法整備が十分であるとは言い難い。弁護士会としては、今後も、障害者権利条約の趣旨を活かした国内法の整備を進めるよう、政府に積極的に働きかける必要があろう（2014（平成26）年10月3日「障害者権利条約の完全実施を求める宣言」）。

**②　障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）**

　障害者権利条約の精神に違背するとして、全国一斉の訴訟提起の結果、2012（平成24）年6月、障害者自立支援法が改められ、障害者総合支援法が成立・公布、2013（平成25）年4月1日から施行されたが、同法の内容は、障害者自立支援法の一部改正に止まり、日弁連が従来提言してきた内容（2011（平成23）年10月7日決議）を実現したものとはいえず、日弁連は、その後も、積極的な提言・取組みを行っている。障害者権利条約の趣旨を活かし、障がいのある人の尊厳が尊重される生活を確保するためにも、総合支援法を障がいのある人が個別事情に則した支援を受けられるものに改正するべく、弁護士会は今後も積極的な提言・取組みを行っていくべきである（上記「障害者権利条約の完全実施を求める宣言」）

**③　障がい者の虐待防止**

　2011（平成23）年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が成立し、2012（平成24）年10月1日から施行された後も、障がい者に対する虐待問題は解決していない。厚生労働省の調査（2013（平成25）年度）で判明しているだけでも、使用者による障がい者虐待の認められた事業所は253箇所に上り、虐待を受けた障がい者は393人に上るという。同法では障がい者への虐待を発見した人に市町村への通報を義務付けたほか、虐待が疑われる家庭への市町村の立入調査も可能とされ、埋もれがちであった虐待の実態が明らかになってきたことが伺われるが、虐待を受けたことの認識がない、被害を訴えることが困難であるという障がい者の事情に鑑みれば、高齢者虐待に対する取組みと同様に、弁護士・弁護士会がより積極的に障がい者の虐待の防止・救済に関わっていくべきである。また、障害者権利条約の趣旨を活かし、障がいのある人の尊厳が尊重される生活を確保するためにも、障がいのある人の虐待防止の仕組みの範囲を拡大し、学校、保健所等、医療機関、官公署等における虐待も障害者虐待防止法の適用対象とするものに改正するべく、弁護士会は今後も積極的な提言・取組みを行っていくべきである（上記「障害者権利条約の完全実施を求める宣言」）。

**（３）高齢者・障がい者の財産管理・身上監護の制度～成年後見制度**

成年後見制度は、財産管理・身上監護において、高齢者・障がい者の権利擁護の役割を果たす制度であるが、最高裁判所の統計によれば、2014（平成26）年12月末日時点における成年後見制度利用者数は全国で合計184，670人に止まり、未だ制度として定着したとは言い難い状況である。

加えて、そもそも、現行の成年後見制度は、精神上の障がいによる判断能力の低下に対し画一的かつ包括的な行為能力の制限を定めているが、前述の障害者権利条約の趣旨に鑑みれば、個々人に応じた必要最小限の制限にとどめ、当事者が可能な限り自己決定しうる支援と環境整備を原則とする制度に改めるべきである（上記「障害者権利条約の完全実施を求める宣言」）。2015（平成27）年10月1日に行われた人権擁護大会シンポジウムでも「成年後見制度」から「意思決定支援制度」への転換が模索されたところである（2015年（平成27）年10月2日「総合的な意思決定支援に関する制度整備を求める宣言」）。一方で、成年後見制度の改革に当たっては、財産的侵害などからの保護の要請も踏まえる必要があるところ、特に弁護士においては、後見人等として紛争性が高く対応困難な事例を多く扱ってきたのであるから、その実務経験等をもとに、より積極的に成年後見制度の改革の議論に参加していくべきである。